

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>イソフェタミドも含み、残留基準の閾値という問題ではなく、食品に残留する限り、経年での積み重ね摂取による影響は、短期間で評価できるものではない。残留基準を緩和するなど、もっての外である。</p>	<p>【回答1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>冬野菜、需要の高い枝豆の基準値を大幅に上げる要望は何処から来たものか？</p> <p>花野菜まで拡大して、農薬使用をしやすくするための設定ではないかと、使わせたい意図を感じる。</p> <p>消費者のより安全のために、残留値を下げる改正とは真逆の当案に、強く反対する。</p>	<p>【回答2】</p> <p>今回の農薬に係る残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと、また、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知(最終改正 令和元年10月30日付け生食発1030第1号))に基づく残留基準の設定要請がなされたことによるものです。いずれも内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議し、幼小児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p> <p>えだまめの残留基準については、いずれも現行基準の維持であり変更はしておりません。</p> <p>残留基準の設定に関する審議過程については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の資料及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35164.html</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001159271.pdf</p> <p>(食品健康影響評価)</p>

		https://www.fsc.go.jp/hyouka/
--	--	---